

急増する少額輸入貨物の課題と対応の検討

令和7年10月17日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
急増する少額輸入貨物への対応に
関するワーキンググループ
財務省関税局

目次

1. 輸入時の課税を取り巻く環境の変化

- 税関における関税等の徴収
- 輸入通関における関税・消費税等の確定
- 少額輸入貨物に関する主な課税制度の概要
- BtoC（Business to Consumer）による輸入増大の影響
- 少額輸入貨物の増加等に係る経済団体からの要望
- 適用税率の決定と経済連携協定の拡大

2. 輸入貨物への課税制度上の課題とその論点

i. 導入

- 少額輸入貨物に関する課税制度

ii. 少額貨物に係る消費税・関税の免税制度（デミニミス）

- 消費税に係る少額免税制度の見直しの議論の状況
- 少額貨物に係る消費税等の課税方法（政府税制調査会専門家会合の議論）
- 少額貨物に係る消費税等の課税に関する通関実務上の論点
- 関税に係る少額免税制度の論点

iii. 課税価格決定の特例（0.6掛け）

- 課税価格決定の特例（0.6掛け）の制度趣旨
- 課税価格決定の特例（0.6掛け）の現状
- 課税価格決定の特例（0.6掛け）の論点

iv. 少額簡易税率

- 少額輸入貨物に係る簡易税率の現状
- 少額輸入貨物に係る簡易税率の論点

3. 輸入貨物への課税制度に付随する事項

i. 国際郵便

- 国際郵便の現状
- 国際郵便の輸入通関方式
- 国際郵便における論点①
- 国際郵便における論点②

ii. 通関業者の立替払い

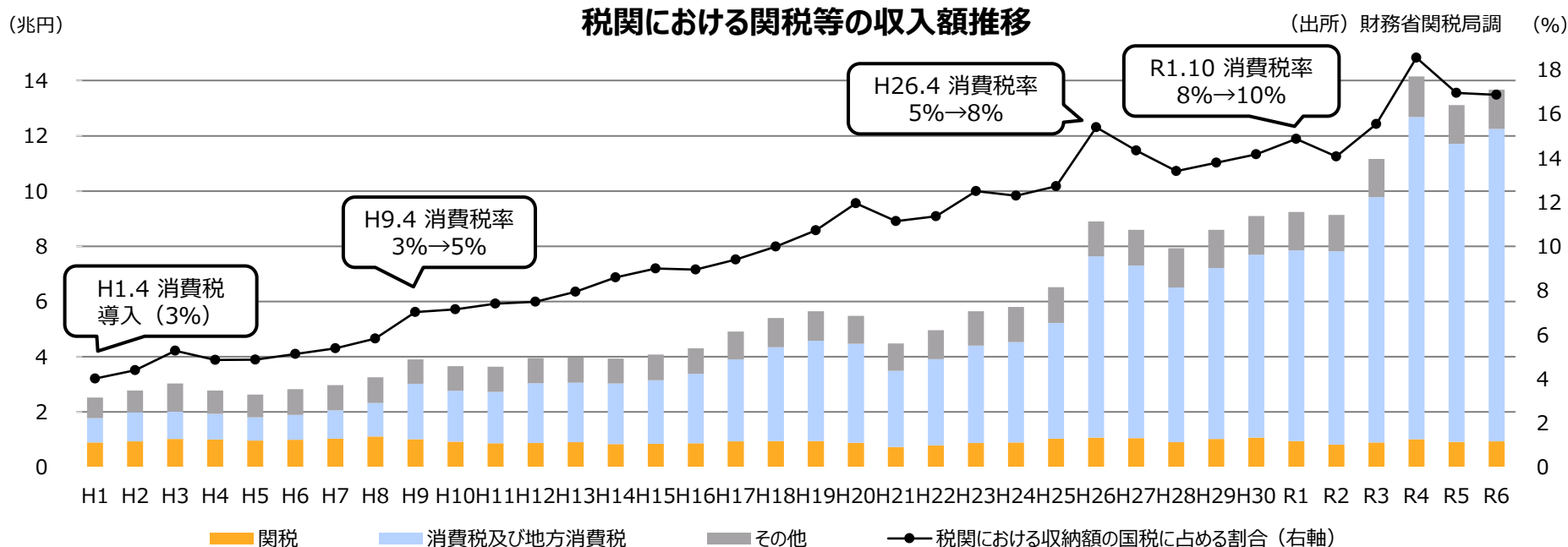
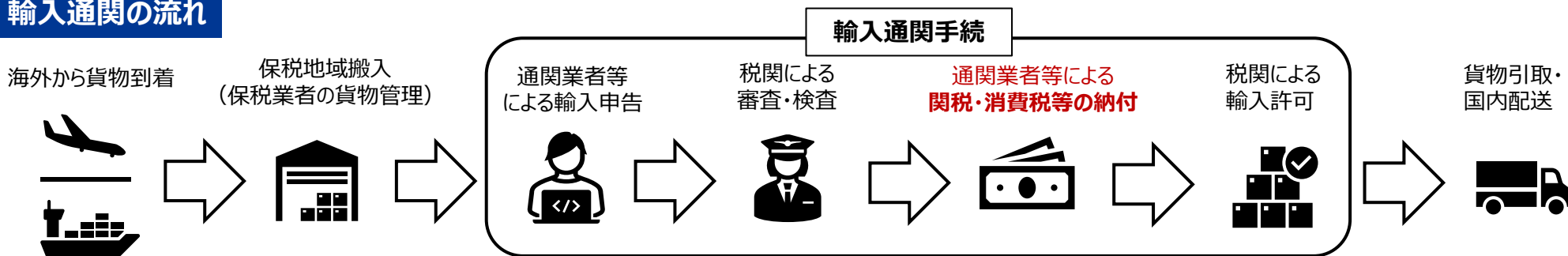
- 通関業者の立替払いの現状
- 消費税に係る少額免税制度と通関業者の立替払い

- 1. 輸入時の課税を取り巻く環境の変化**
2. 輸入貨物への課税制度上の課題とその論点
3. 輸入貨物への課税制度に付随する事項

税関における関税等の徴収

- 輸入者が外国から日本に貨物を輸入するに当たっては、**税関に輸入（納税）申告**を行い、必要な審査・検査を受けた後、**関税・消費税等を納付**して、輸入の許可を受ける必要がある。
- 税関における関税等の収入額は約13.7兆円（令和6年度）と、政府全体の租税等の収入額の約16.9%に相当し、**税関は、国家財政を支える徴税機関の役割**を担っている。

輸入通関の流れ



輸入通関における関税・消費税等の確定

- 輸入（納税）申告時に納付する関税・消費税等の額の確定には、輸入する貨物の品目分類、原産地の証明、適用する税率の決定等を行う必要があり、専門的な知識を有する通関業者等がその役割を担っている。

（注）課税価格の合計額が20万円以下の国際郵便物については、税関職員が税額の決定を行っている（賦課課税方式）。

関税額の確定に必要な主な作業

- ◆ **品目分類** 輸入統計品目表（実行関税率表）から輸入貨物が該当する統計番号を特定
- ◆ **原産地の証明** 輸入貨物の原産地（＝物品の「国籍」）を確定
- ◆ **適用税率の決定** 適用する税率を選択・決定（後述）

<例 中国来のこい・金魚の場合>

- ① 項（4桁）の特定 ⇒ 統計番号の決定（**0301.11-100**）
- ② EPA税率設定有無の確認（**RCEP（中国）**で設定有）
- ③ 税率の比較（**RCEP（中国）** < WTO < 基本）⇒ **1.9%**
- ④ 原産地の特定 ⇒ **原産地規則を満たすかを確認**

原産地規則は以下の3つからなる。EPA（経済連携協定）毎に異なる。

- ・ 原産地基準（貨物がどこで、どのような材料・製造工程等で生産されたか）
- ・ 積送基準（貨物が日本に直送される又は輸送途中で加工されない等）
- ・ 手続的要件（上記二基準を満たすことを税関に証明（申告））

（実行関税率表から抜粋）

統計番号		品名	基本税率	WTO 協定税率	RCEP (中国)
項/号					
03.01		魚（生きているものに限る。）			
		観賞用の魚			
0301.11		淡水魚			
	100	1 こい及び金魚	5%	3.5%	1.9%
	200	2 その他のもの	2.5%	1.7%	無税
0301.19	000	その他のもの	2.5%	1.7%	無税

⋮

- ・ 品目は、9,000以上に細分化。
- ・ 税率には、法律に定められた国定税率（基本税率・暫定税率）の他、WTO協定税率、EPA税率等がある。各税率が実行関税率表に記載。

（品目の細分化イメージ）



輸入時の消費税額の確定

- ・ **輸入時の消費税の課税価格** = **CIF価格**（貨物代金（Cost）＋保険料（Insurance）＋運賃（Freight））
+ **関税額** + **その他の内国消費税額**（たばこ税等）
- ・ 輸入時の消費税額 = **輸入時の消費税の課税価格** × 消費税率（8%/10%）

少額輸入貨物に関する主な課税制度の概要

- 輸入通関における**納税事務等の負担軽減**を目的の一つとして、課税価格の合計額が1万円以下の輸入貨物について関税及び消費税を免除する①**少額免税制度**や、少額輸入貨物（課税価格の合計額が20万円以下）について7区分の関税率を適用する②**少額輸入貨物に係る簡易税率**が設けられている。
- 課税価格の合計額が20万円超も含めた全ての貨物については、商業貨物と個人的な使用に供される貨物（個人使用貨物）との間の**課税の公平性確保**の観点から、③**課税価格決定の特例（0.6掛け）**が導入されている。

少額輸入貨物に関する主な課税制度の概要

課税価格の 合計額	商業貨物	個人使用貨物
1万円以下	①少額免税制度 導入年：1989年 概要：関税・消費税を免除 目的： 申告納税・賦課課税事務の負担軽減	③課税価格決定の特例（0.6掛け） 導入年：1980年 概要：課税価格＝海外小売価格×0.6 目的： 課税の公平性確保 （商業貨物と個人使用貨物）
1万円超 20万円以下	②少額輸入貨物に係る簡易税率 導入年：1993年 概要：7区分の関税率の適用 目的： 申告納税・賦課課税事務の負担軽減	
20万円超		

BtoC（Business to Consumer）による輸入増大の影響

- インターネットの普及や物流網の拡大等に伴い、BtoC（個人消費者向け取引：Business to Consumer）による輸入が増大。特に、中間業者（卸業者や小売業者等）を介さず、**商品を消費者（個人）へ直送する**等の特徴を有し、**商品の低価格での販売**が可能となっている**個人消費者向けECサイトの利用が拡大**している。
- 課税価格の合計額が1万円以下の輸入貨物の場合、関税・消費税が免除。また、BtoCによる輸入は、その大宗が個人使用貨物であり、課税価格決定の特例（0.6掛け）が適用され、課税価格が切り下げられている。
- BtoCによる輸入の一般化は**制度導入時に想定されておらず、国内外の事業者の競争環境に影響**を及ぼしている。

主な個人消費者向けECサイト

TEMU（運営企業：PDD Holdings（中国））

- ・ 2022年創設、2023年日本でのサービス開始。
- ・ 中国国外向け。日用品・衣類・家電等取り扱い。

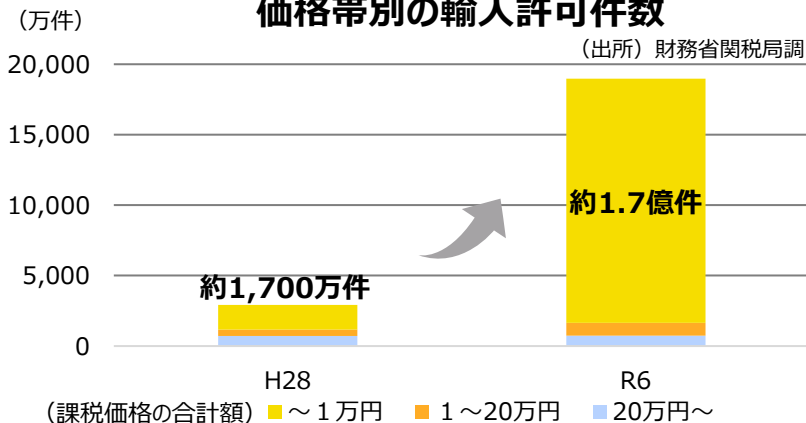
SHEIN（運営企業：SHEIN（中国））

- ・ 2008年創設、2020年日本語版サイト開設。
- ・ 160以上の国と地域に展開。衣類等を取り扱い。

ALI Express（運営企業：Alibaba Group（中国））

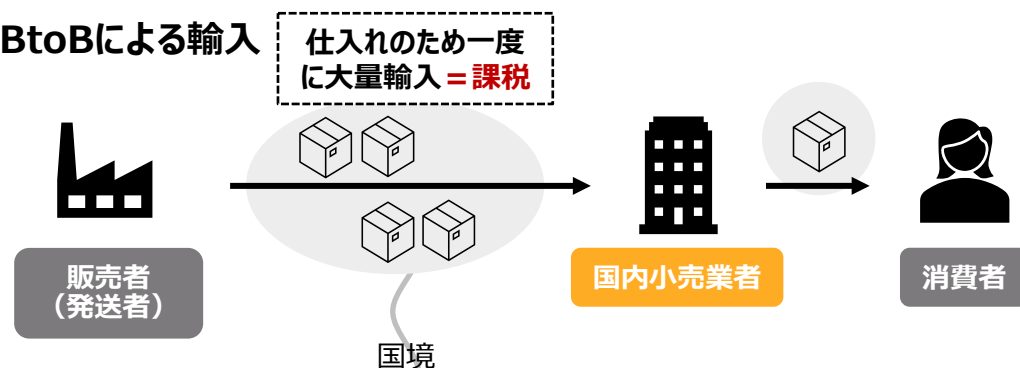
- ・ 2010年創設、同年日本でのサービス開始。
- ・ 日用品・衣類・家電等を取り扱い。

価格帯別の輸入許可件数

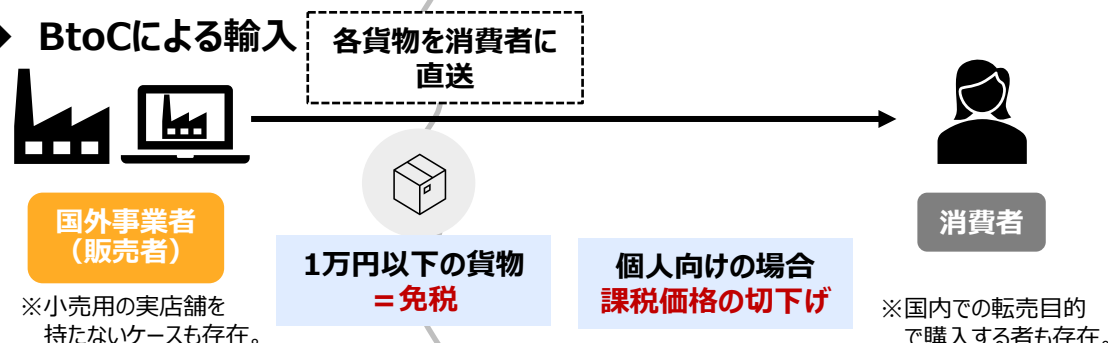


BtoCの拡大による国内外の事業者の競争環境

◆ BtoBによる輸入



◆ BtoCによる輸入



輸入時の課税の有無や課税価格の切下げによる

国内外の事業者の競争上の不均衡

少額輸入貨物の増加等に係る経済団体からの要望

- 越境ECの拡大に伴い、**国内外の事業者の課税の公平性の確保等**に関する問題が顕在化。経済団体からも、**越境ECに係る課税のあり方の見直しを行うべき等**の要望が出されている。

日本経済団体連合会『令和8年度税制改正に関する提言』（抄）（令和7年9月16日）

（1）国境を越えたEC取引に係る課税の見直し

- 国境を越えたEC取引が拡大する中で、今後、**日本国内で海外直送ECの存在感がさらに増せば、競争上の脅威となる可能性がある**。**適正な課税や国内のEC事業者とのイコールフットINGの確保**という観点から、国境を越えたEC取引に係る課税（少額輸入貨物に係る輸入消費税免税閾値、個人使用目的の輸入貨物に係るいわゆる0.6掛け特例）について、**所要の見直しを行うべき**である。
- 制度設計の際には、プラットフォーム事業者ならびに運輸事業者や通関事業者などの実務負担や競争上の公平性、国内事業者のシステム対応、国内倉庫を利用する販売事業者のキャッシュフロー等に配慮した検討をすべきである。

新経済連盟『令和8年度税制改正に関する提言』（抄）（令和7年9月10日）

越境経済への適応②（消費税）

趣旨

- 海外プラットフォームを経由した**価格の安い物販の輸入**が増加している。事業者は少額輸入貨物の免税（課税価格1万円以下）や、個人の輸入取引の場合、同じ商品価格であっても、**国内取引より課税額が低くなる仕組み**を活用していると指摘され、国内事業者との競争条件が整合的ではない

具体策

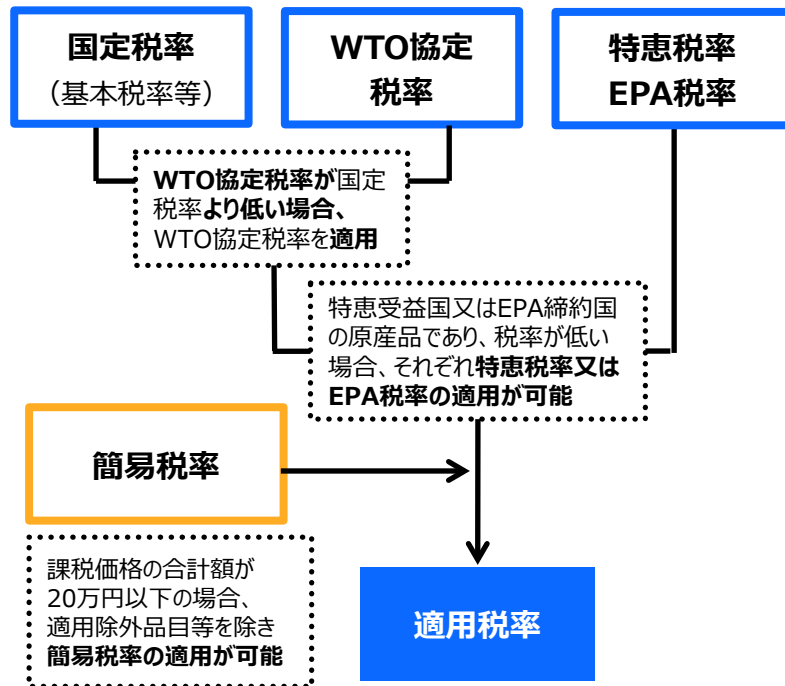
- **国内事業者とのイコールフットINGを図るため、少額輸入貨物の免税及び輸入取引にかかる課税価格**について、消費者や国内外のプラットフォームへの影響を勘案しつつ※、**見直しを実施**

※システム改修や消費者・物流事業者への周知徹底のため、十分な移行期間（例：少なくとも24か月）を確保すること。また、導入プロセスはプラットフォーム事業者と政府の緊密な協議を通じて決定すること。加えて、効率的かつ事業者負担を最小化するためにも税関DXを加速し、二重課税（例：チェックアウト時と通関時の双方で輸入消費税が課されること）を回避すること

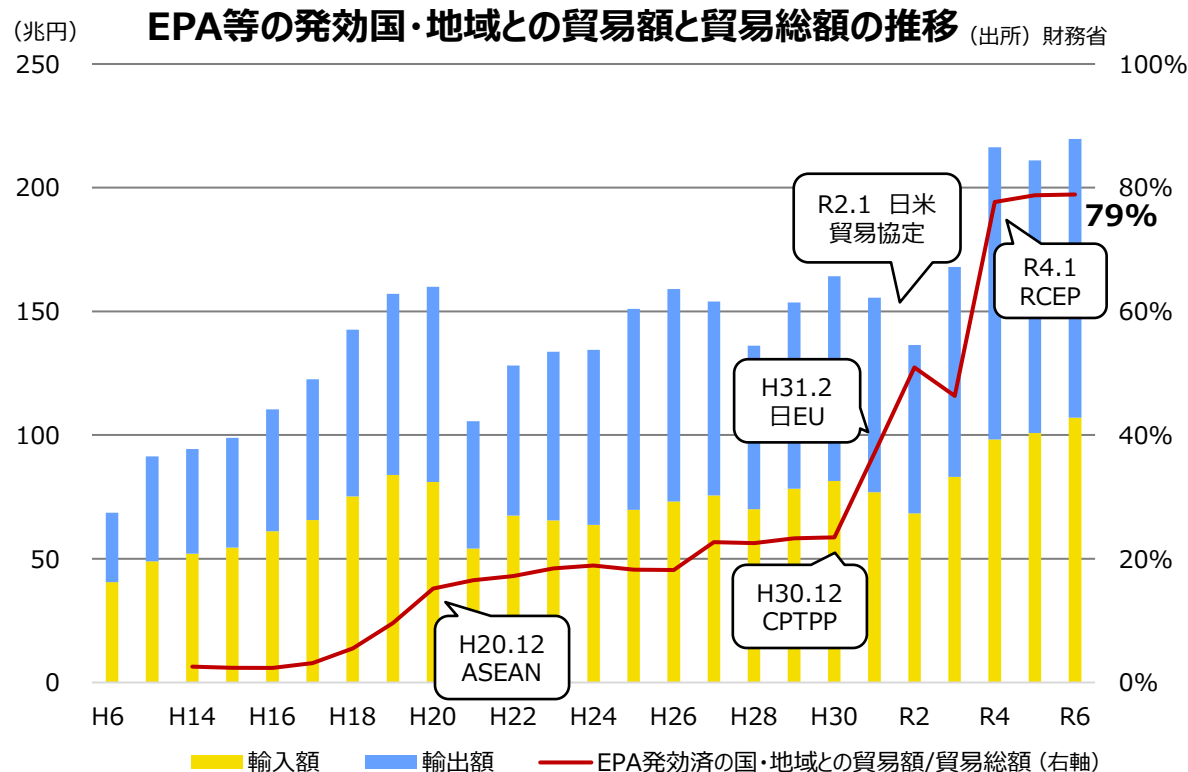
適用税率の決定とEPA（経済連携協定）等の拡大

- 輸入貨物の関税額の確定には、国定税率・WTO協定税率のほか、原産地等に応じ、EPA税率等から税率の選択・決定（適用税率の決定）が必要。こうした中、納税事務等の負担軽減による貿易の円滑化の観点から、**課税価格の合計額が20万円以下の輸入貨物**においては、7区分から関税率を決定する**簡易税率の適用が可能**。
- 平成14（2002）年のシンガポールを皮切りとして、現在、日本は20のEPA（経済連携協定）等が発効済みであり、**EPA等の発効国・地域との貿易額は貿易総額の約8割**を占めるに至っている。
- 現状、課税価格の合計額が20万円以下の場合、**簡易税率よりEPA税率が多く選択**されており、**輸入貨物毎のEPA税率の設定の確認等により申告納税・賦課課税の事務が複雑化**していると考えられる。

適用税率決定の流れ



※特惠税率は、途上国等支援の観点から、我が国の自主的・一方的な措置として、対象となる途上国等の産品に対して適用される税率。



1. 輸入時の課税を取り巻く環境の変化
2. **輸入貨物への課税制度上の課題とその論点**
3. 輸入貨物への課税制度に付随する事項

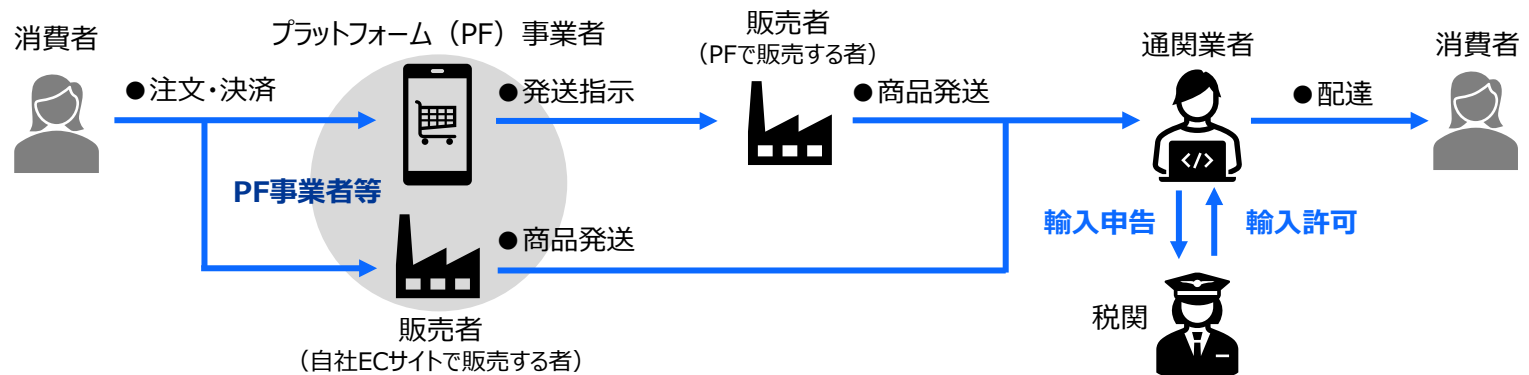
少額輸入貨物に関する課税制度

- 各制度の導入時には想定されていなかった、消費者への直送・低価格といった特徴を有する輸入貨物の急速な拡大が、輸入貨物の課税・納税において、様々な課題をもたらしている。
- EPAの拡大等を含む輸入貨物を取り巻く環境の変化も踏まえ、**適正かつ公平な関税等の徴収と貿易の円滑化を両立する課税制度**に見直していく必要があるのではないか。

制度	導入年	概要	関係法
関税の 少額免税制度	1989年	課税価格の合計額が 1万円以下 の輸入貨物について、関税を免除。 適用除外物品 あり。	関税定率法
消費税の 少額免税制度	1989年	課税価格の合計額が 1万円以下 の輸入貨物について、消費税を免除。 適用除外物品 あり。	輸徴法（※）
課税価格決定の 特例（0.6掛け）	1980年	個人使用貨物の課税価格を 海外小売価格×0.6 とする。	関税定率法 消費税法
少額輸入貨物に 係る簡易税率	1993年	課税価格の合計額が 20万円以下 の輸入貨物について、原則 7区分の関税率 が適用される。 適用除外物品 あり。	関税定率法

越境ECにおける輸入貨物の流れ

※輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律



消費税に係る少額免税制度の見直しの議論の状況

- 越境ECの拡大により、消費税に係る少額免税制度が国内外の事業者間の競争上の公平性確保に課題を生じさせている等として、**令和7年度与党税制改正大綱**において、「事業者間の公平性や通関実務への影響等を考慮の上、国境を越えた電子商取引に係る適正な消費課税のあり方について検討を行う」とこととされた。
- **政府税制調査会専門家会合**においては、諸外国の状況や国内外事業者間のイコルフットイングの観点の重要性、通関業務の遅れや徴税コストの増加が起こらないバランス感の必要性への言及があった。

令和7年度与党税制改正大綱（令和6年12月20日）（抄）

近年、物品販売に係る国境を越えた電子商取引の市場は急速に拡大しているが、国外事業者による消費税の無申告や少額輸入貨物に対する免税により、**適正な課税や国内外の事業者間の競争上の公平性の確保に課題**が生じている。

こうした課題に対応するため、諸外国における制度・執行両面での対応を参考としつつ、事業者間の公平性や通関実務への影響等を考慮の上、**国境を越えた電子商取引に係る適正な消費課税のあり方について検討**を行う。

政府税制調査会「経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合」（令和6年11月～）

（設置趣旨）

税務手続や適正・公平な課税・徴収のあり方等や、経済社会のデジタル化を踏まえた税務・税制のあり方について、政府税調総会における議論の素材を整理するため令和6年1月に設置。

（メンバー）

梶川 融	太陽有限責任監査法人会長
辻 琢也	一橋大学大学院法学研究科教授
阿部 貴明	丸源飲料工業(株)代表取締役社長
太田 直樹	税理士
岡村 忠生	京都大学名誉教授
佐藤 英明	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
増井 良啓	東京大学大学院法学政治学研究科教授
宮永 俊一	三菱重工業(株)取締役会長
山口 利恵	東京大学大学院情報理工学系研究科准教授

（会合で出た主な意見）

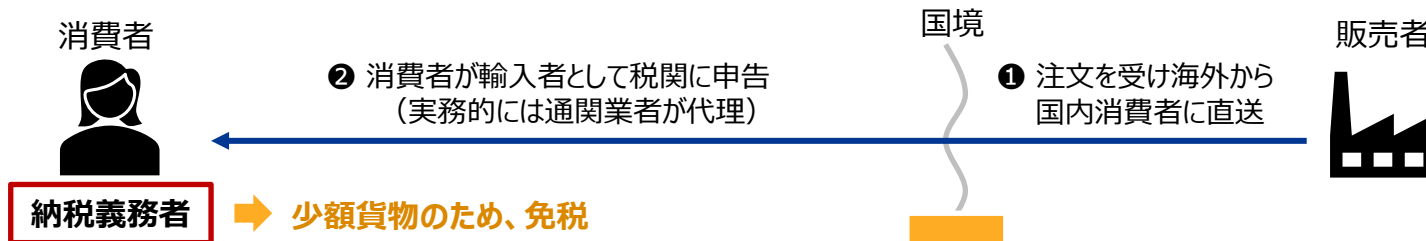
- **諸外国においては、少額免税制度の見直しが先行して進んでいる状況にあり、各国の状況等も参考にしながら少額免税制度の見直しを進めてほしい。**
- 海外事業者による格安な越境ECが非常に伸びているが、このビジネスモデル自体が少額免税制度を利用したもの。国内事業者との競争においてアンフェアな状況であり、**国内外の事業者間におけるイコルフットイングを確保するため、迅速に対応する必要。**
- 検討に当たっては、**通関業務がいたずらに遅れること、徴税コストが上がってしまうことのないようなバランス感が必要。**

少額貨物に係る消費税等の課税方法（政府税制調査会専門家会合の議論）

- 現在、国外の販売者から国内消費者に対して直送される貨物については、輸入者である**国内消費者が消費税等の納税義務を負う**。課税価格の合計額が1万円以下の輸入貨物（少額貨物）の場合は免税。
- 政府税制調査会専門家会合においては、既に少額免税制度の見直しを実施した**EU・豪州**の方式を参考に議論が行われている。いずれの国においても、**税務当局に登録を行った販売者やプラットフォーム事業者に対して、消費税等の納税義務を課す制度**が導入されている。

少額貨物に係る消費税等の課税方法

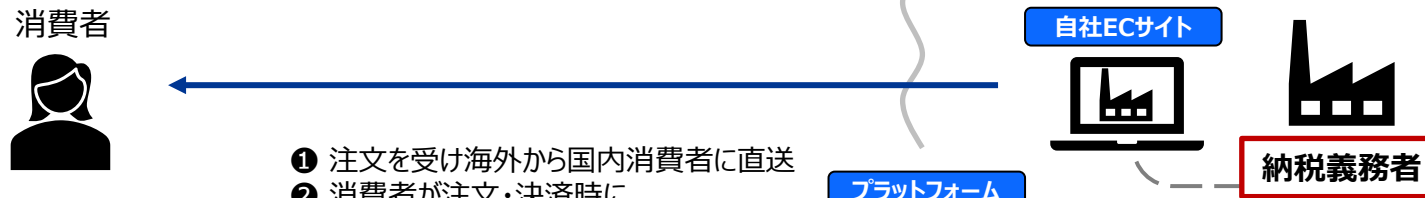
現在



EU・豪州

※少額貨物以外はA,Bともに引続き輸入申告時に課税

A. 自社ECサイトで販売



B. プラットフォーム上で販売



少額貨物に係る消費税等の課税に関する通関実務上の論点

- 消費税に係る少額免税制度の見直しに際しては、EU・豪州方式いずれを採用した場合でも、通販貨物について、**販売時に課税**される貨物と**輸入申告時に課税**される貨物の2パターンが生じる。適正な課税の確保には、輸入申告時に課税される貨物か否かを税関・通関業者が識別できる必要があると考えられる。
- **輸入申告時に課税される貨物か否かの識別を確実に**行うため、例えば以下のような対応が必要ではないか。
 - 輸入申告時の識別のため、**輸入申告項目にPF事業者等の番号と販売時課税の有無を追加**する
 - **NACCS・通関業者等の自社システムへの影響を踏まえた準備期間を確保**する
 - 財務省関税局・税関から通関業者・輸入者に向けて**事前の十分な説明**を実施する
- 税額を確定する方式が異なる**国際郵便**においても、**一般貨物と同様の措置を取る必要性**に留意。

政府税制調査会における課税方法の見直しの方向性

現行	納税義務者	課税時期	納税先
全ての少額貨物	輸入者	輸入申告時	税関

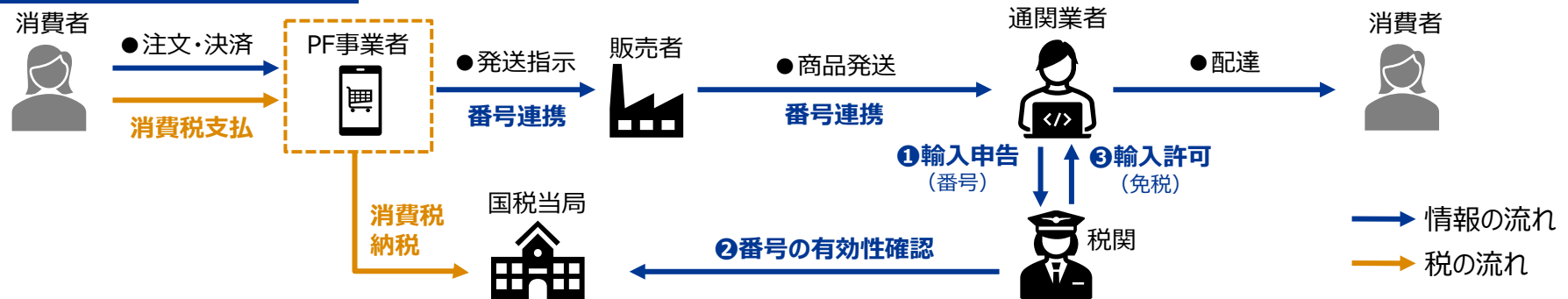
※少額免税制度の適用除外物品を除き、輸入申告時に免税。



想定される課税方法	納税義務者	課税時期	納税先
国税当局に登録を行ったPF事業者等が販売する少額貨物	PF事業者等	販売時	国税当局
上記以外の少額貨物	輸入者	輸入申告時	税関

※既に制度を見直しているEU・豪州での対応をもとに記載

PF事業者の納税・番号の連携フロー



※既に制度を見直しているEU・豪州での対応をもとに記載（国税当局に登録を行ったPFで販売された一般貨物の場合）

関税に係る少額免税制度の論点

- 関税には国内産業保護という機能があるが、納税者の**事務負担の軽減**及び税関の**円滑な通関処理**のため、**課税価格の合計額が1万円以下の輸入貨物**（少額貨物）は、**関税を免除**している（関税に係る少額免税制度）。
- 越境ECの拡大に伴う少額貨物の輸入増大を踏まえると、本制度において、①**国内外の事業者間の競争上の不均衡**、②**国内産業への影響**、③**分割発送・低価申告等の誘引**等の課題が顕在化する可能性がある。この場合、少額免税基準の**引下げ又は廃止**が考えられるが、④**申告納税・賦課課税業務**が新たに発生する点が懸念。
- また、本WGの第1回においては、「国際物流の円滑化を確保するために、関税の少額免税基準を引き上げて欲しい」との意見が寄せられた。一方、基準の**引上げ**は、国内産業保護機能が更に低下するおそれがあるほか、消費税に係る少額免税制度の見直しや**世界的な少額免税制度の廃止等の潮流との整合性**に懸念がある。
- したがって、当面は国内事業者の要望及び国際的な動向を確認しつつ、まずは貿易円滑化の確保のため、**納税事務全体を見直す**（簡易税率の見直し等）ことが考えられる。

関税に係る少額免税制度における見直しの論点

	概要	考えられる対応
① 国内外の事業者間の競争上の不均衡	同一の貨物を輸入する場合であっても、BtoCによる輸入における国外事業者（1万円以下の商品を消費者に直送し関税免除）と、BtoBによる輸入における国内小売業者（一度に大量の輸入＝1万円超のため関税を納付）との間で競争上の不均衡が発生。	引下げ （廃止）
② 国内産業への影響	関税は、国内産業保護を目的として内外価格差に応じて課すもの。関税が免除された少額貨物が大量に輸入されると、国内産業に影響を与えるおそれ。	
③ 課税の中立性 （分割発送等の誘引）	関税の課税を回避するため、課税価格が1万円以下となるよう、商品を分割しての発送や輸入申告時に実際より低価に申告すること等を誘引。関税に係る少額免税制度が経済活動を歪めているおそれ。	
④ 申告納税業務 賦課課税業務	輸入時の関税の納付には、品目分類・原産地の証明等の作業が必要。一般貨物は通関業者等が輸入（納税）申告を代理・代行しているが、20万円以下の国際郵便物では税関が賦課決定。	現状維持 引上げ

諸外国の少額免税基準

（出所）
各国政府HP等

国名	関税	付加価値税等
米国	廃止 （2025年8月）	－
EU	150ユーロ	廃止 （2021年）
英国	135ポンド	廃止 （2021年）
豪州	1000豪ドル	廃止 （2018年）
韓国	150米ドル	150米ドル

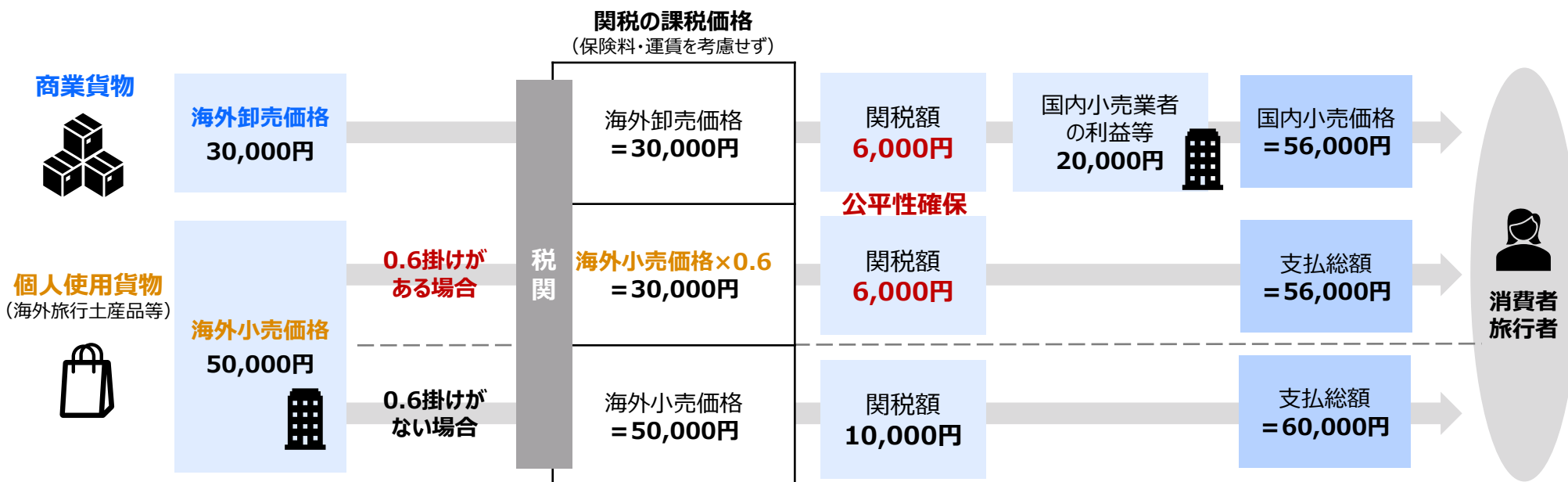
課税価格決定の特例（0.6掛け）の制度趣旨

- 個人的な使用に供される貨物（**個人使用貨物**）の課税価格を、**海外小売価格に「0.6」を乗じて算出**する特例（課税価格決定の特例）は、商業貨物と個人使用貨物の間の課税の公平性確保の観点から、**当時珍しかった海外旅行の土産品や海外の小売店で購入した者が国内の別の者に寄贈する物品**（寄贈を受ける者の個人的な使用に供されると認められるものに限る）を念頭に、昭和55（1980）年に法制化したもの。
- 導入時は、**個人使用貨物において、海外小売価格を課税価格として関税等を課した場合、一般的に海外卸売価格を課税価格として関税等が課される商業貨物に比して関税額等が割高となる**ため、課税の公平性を損なうと考えられた。

（注）導入当時の中小規模の小売業の売上総利益率（粗利益率）が30～40%程度で推移していたことを踏まえ、卸売価格＝小売価格×「0.6」と仮定して、本数値が設定された。

【導入時】課税価格決定の特例と課税の公平性

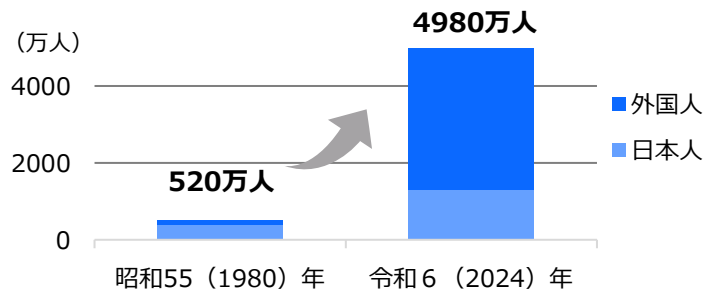
前提① 関税率 20%（消費税導入は平成元（1989）年のため、考慮せず）
前提② 国内販売時に国内小売業者の利益等20,000円が上乗せ



課税価格決定の特例（0.6掛け）の現状

- インターネットの普及や物流網の拡大により、越境ECサイトを利用し**個人が物品を輸入・寄贈することが容易**となった。また、現在は**海外旅行が一般化**し、本特例導入時から**個人使用貨物を取り巻く環境が大きく変化**している。
- また、越境ECサイトの中でも、**中間業者を介さず消費者（個人）に商品を直送**するものが急成長しており、**輸入貨物の卸売価格と小売価格の線引きが曖昧化**し、**課税価格決定において区別する必要性が薄れている**。
- 本特例が適用された輸入件数は、コロナ禍前（2019年度）から大幅に増加し、全輸入申告件数の約9割を占める（2024年度）。適用された貨物の大部分は課税価格の合計額が1万円以下であり、大宗が中国・韓国・香港来であることから、本特例は、**制度導入時の想定とは異なり、個人消費者向けECサイトを利用したBtoCによる貨物において多く適用**されていると考えられる。

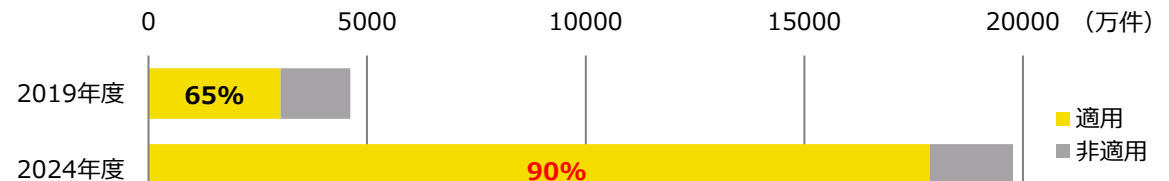
日本への入国者数（出所）出入国在留管理庁



課税価格決定の特例の適用状況

※財務省関税局保有の輸入申告（申告納税）データのうち、2019・2024年度において、輸入者が個人の消費者と想定される申告を本特例が適用されたものと仮定して集計（暫定値）。

適用割合の推移



BtoBとBtoCの取引形態の違い

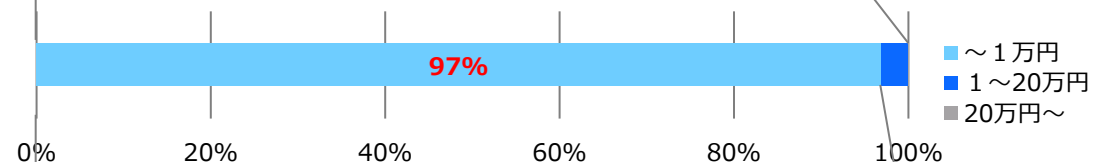
◆ BtoB



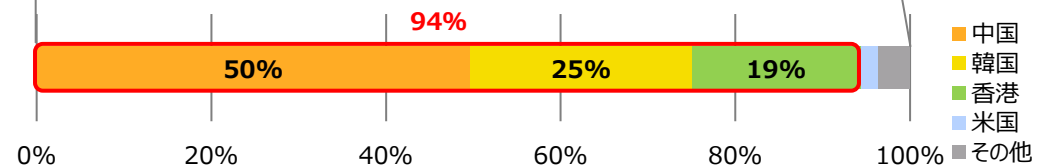
◆ BtoC



特例適用の貨物における価格帯別割合



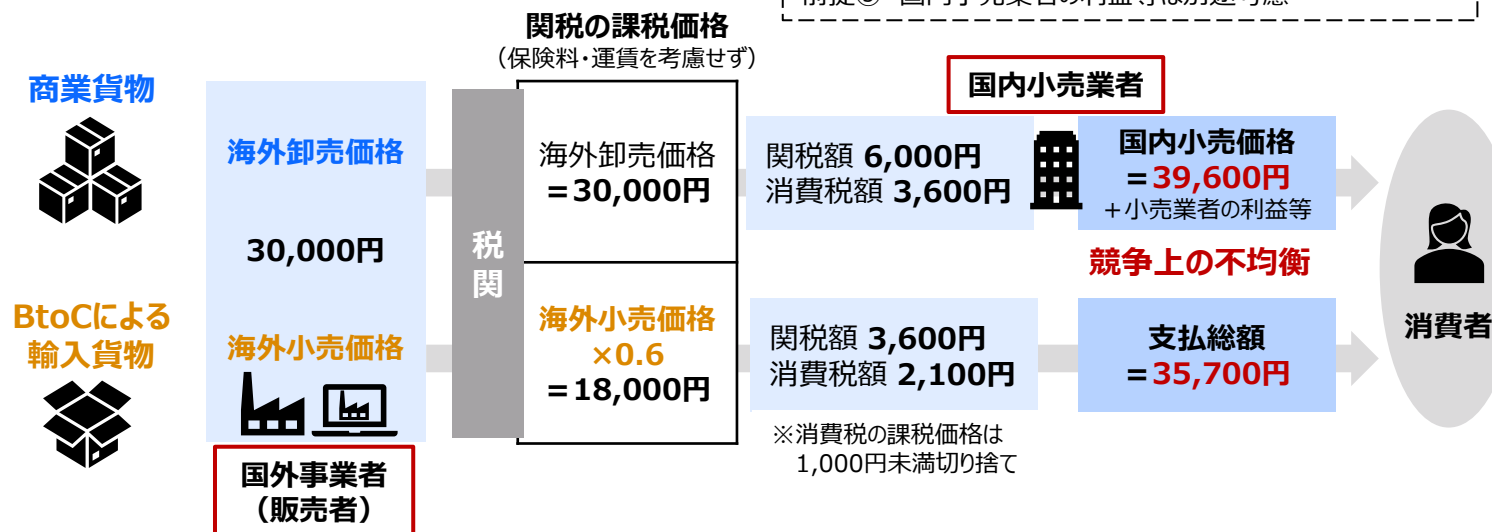
特例適用の少額貨物における国・地域別割合



課税価格決定の特例（0.6掛け）の論点

- 本WGの第1回においては、課税価格決定の特例（0.6掛け）についての意見が複数寄せられた。
 - 課税価格の特例（0.6掛け）については、デジタル経済が進展した現在においては、**不公平な競争環境**を生じさせていることから、公平な競争環境を担保するため、廃止を含めた見直しが必要。
 - 個人使用目的で輸入される貨物か否かで取扱いが違ふことにより、**経済活動にゆがみ**が生じている。課税の中立性の観点からは、こうしたゆがみを生じさせるべきではない。
- 越境ECの拡大により、個人消費者向けECサイトで商品を販売する**国外事業者**と、商業貨物として商品を輸入し消費者に販売する**国内小売業者**との間での**競争上の不均衡が顕在化**。また、輸入者が、国内での再販売（仕入れ・転売）目的の輸入において、**本特例を不正に利用する事例**も存在。
- インターネットの普及や海外旅行の一般化等により、**本特例の立法趣旨の前提は消失・変容**。加えて、**越境ECの拡大により顕在化した競争上の不均衡**や本特例の不正利用といった**課題**を踏まえ、適正かつ公平な関税等の徴収の観点から、**本特例の見直しの検討が必要**ではないか。

【現状】課税価格決定の特例と競争上の不均衡



不正な利用事例

- ◆ 個人使用との輸入申告に基づき通関した貨物（化粧品）と同種の貨物について、その後短期間に複数回の輸入実績があり、輸入者に照会したところ、「実は販売用」との説明があった事例。
- ◆ ジュエリーショップの経営者が、販売促進用のジュエリーを個人使用と偽り輸入していた事例。
- ◆ 大量のスマートフォンが個人使用と偽り輸入申告されていた事例。

不正に本特例の適用を受けた課税逃れの事例は、2024年中約3,100件。（関税局調）

少額輸入貨物に係る簡易税率の現状

- **課税価格の合計額が20万円以下**の輸入貨物においては、輸入者が希望しない場合を除き、一般の関税率とは別に定められた**簡易税率**が適用される。一般の関税率の適用には、数千の品目から輸入貨物が該当する品目を特定する必要があるが、簡易税率の場合、品目を大別した7つの税率区分から該当する区分を特定することとなる。本税率は、**納税事務等の負担軽減による貿易の円滑化**のため、平成5（1993）年に導入。

（注）平成14（2002）年度改正で、ウルグアイ・ラウンド合意の実施等による一般税率の水準低下に対応した簡易税率全般の引き下げ、6区分→7区分（無税枠の新設）等を実施。平成26（2014）年度改正で、適用上限金額を10万円から20万円に拡大。

- ニット製衣類、革製品等の22項目は、国内産業に対する影響等を考慮し、簡易税率の適用から除外（**適用除外品目**）。

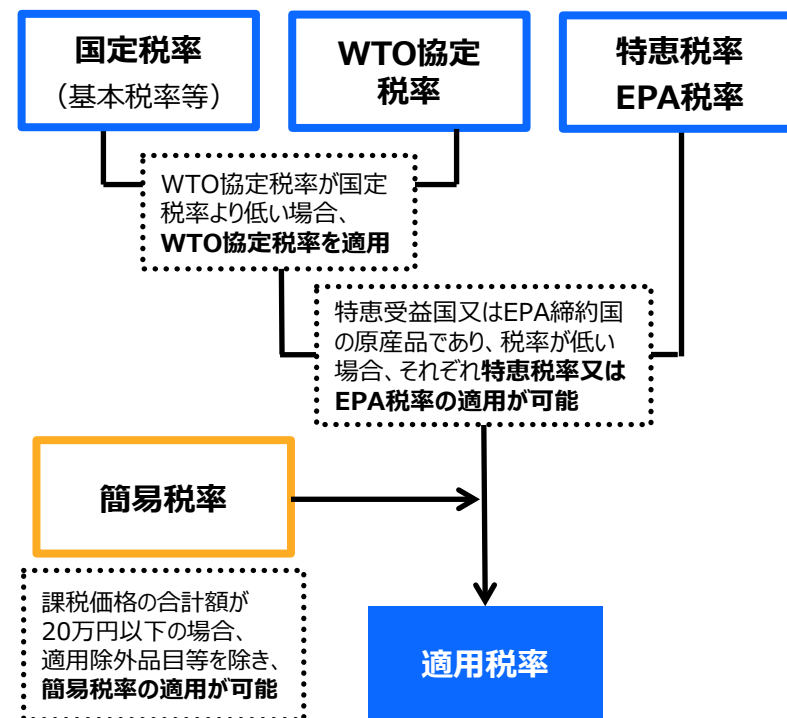
簡易税率の税率区分

番号	税率	具体的な品目例
1	(従量税)	アルコール飲料
	70円/L	(1)ワイン
	20円/L	(2)焼酎
	30円/L	(3)清酒
2	20%	トマトケチャップ、アイスクリーム、毛皮製衣類
3	15%	コーヒー・茶、毛皮
4	10%	野菜・果物、肉・魚等の調製品、絹織物、衣類（ニット製のものを除く）
5	3%	プラスチック製品、ガラス製品、銅・アルミ製品、家具、玩具
6	無税	紙製品、陶磁製品、鉄鋼製品
7	5%	紅茶、香辛料、木製品、綿織物、帽子、眼鏡

簡易税率の適用除外品目

ミルク、クリーム/豆類/穀物/穀粉/落花生、こんにゃく芋/豚肉・牛肉の調製品/ココア調製品/穀物・ミルクの調製品/一部の海藻製品/調製食料品/たばこ/精製塩/石油/メントール/ 原皮（毛皮を除く。）・革/革製品/繭・生糸/ニット製衣類/履物/身辺用模造細貨類（卑金属製以外）/革製の携帯用時計バンド/革製の腰掛けの部分品

（参考）適用税率決定の流れ

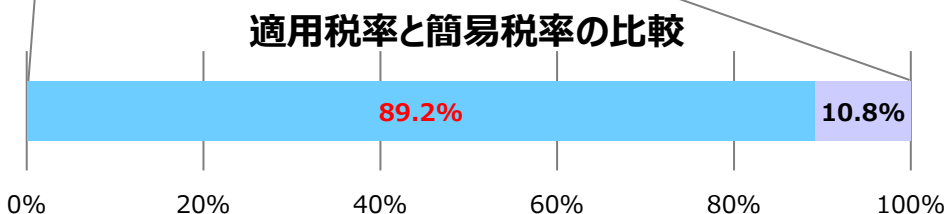
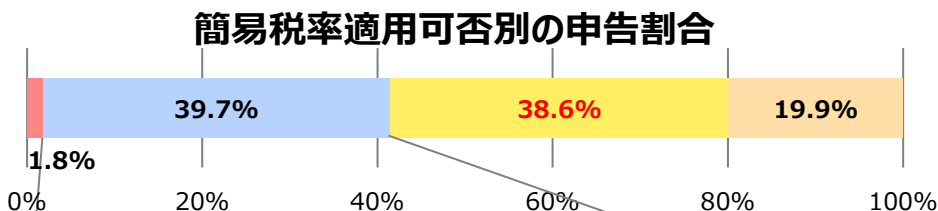
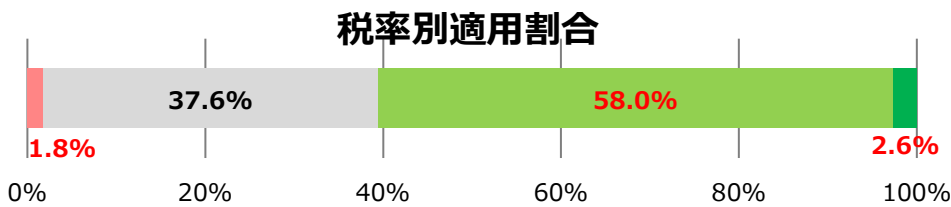


少額輸入貨物に係る簡易税率の論点

- 令和5（2023）年度における課税価格の合計額が1万円超20万円以下の輸入貨物の輸入申告のうち、**簡易税率が適用された申告の割合は2%に満たない一方、EPA税率の適用率が全体の約6割**を占めている。また、同輸入申告に占める**簡易税率の適用除外品目（ニット製衣類等）の申告は約4割**となっている。
- 加えて、簡易税率不適用の輸入申告の約9割は、**実際に適用された税率（適用税率）が簡易税率より低かった**。これは、平成14（2002）年度改正以降、数多くのEPAが発効したことが背景にあると考えられる。
- 納税事務等の負担軽減による貿易の円滑化を進める観点から、簡易税率においては、**現在のEPA税率等を踏まえた税率の水準の見直し**や国内産業に対する影響を踏まえた**適用除外品目の見直し**を行うことにより、利用促進を図っていくことが考えられる。

課税価格1万円超20万円以下の申告における税率適用状況

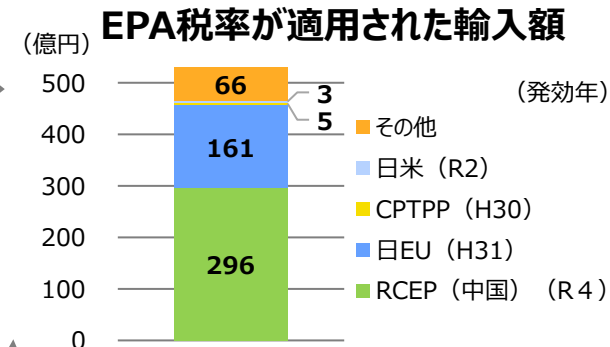
※財務省関税局保有の輸入申告（申告納税）データのうち、令和5（2023）年度における課税価格が10,001円から200,000円の申告を品目毎に集計。一申告において、複数の品目を一品目にまとめた申告（少額合算貨物）等は集計から除外。適用税率と簡易税率の比較はいずれも従価税のものに限る。



■ 簡易税率
■ 国定税率等
■ EPA税率 (RCEP (中国))
■ EPA税率 (RCEP (中国) 以外)

■ 簡易税率適用
■ 簡易税率不適用
■ 簡易税率適用除外品目
■ 関税無税品 (国定・WTO協定税率)
→ 簡易税率対象外

■ 適用税率 < 簡易税率
■ 適用税率 ≥ 簡易税率



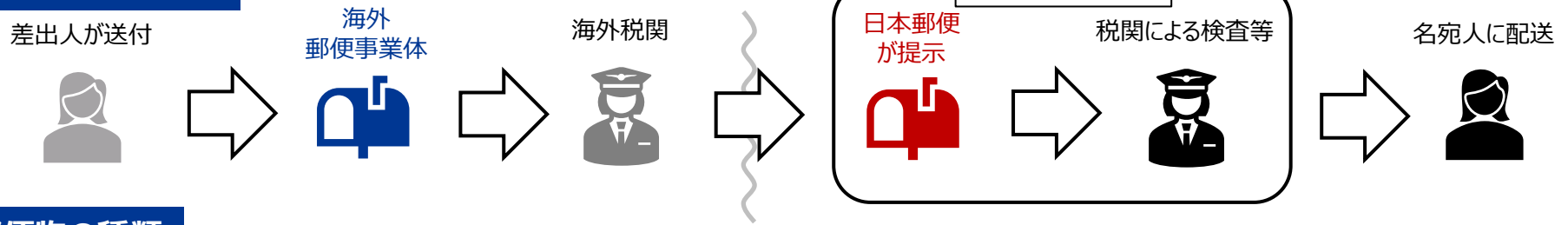
主な適用除外品目	申告数 (千件)
ニット製衣類	5,269
革製品	1,346
履物	1,224
身辺用模造細貨類	251
調製食料品	169

1. 輸入時の課税を取り巻く環境の変化
2. 輸入貨物への課税制度上の課題とその論点
- 3. 輸入貨物への課税制度に付随する事項**

国際郵便の現状

- 国際郵便は、通関業者等が扱う一般貨物とは異なり、万国郵便条約において、UPU（万国郵便連合：Universal Postal Union）の加盟国毎に指定された郵便事業体が行き扱いと規定されている。日本においては、日本郵便株式会社（**日本郵便**）が業務を担っており、輸入に際しては、海外郵便事業体から送付された**国際郵便物を税関に提示**し、必要な検査を受けている。
- 国際郵便物は、**通常郵便物・小包郵便物・EMS**（国際スピード郵便：Express Mail Service）の3種に大別され、いずれにおいても**輸入提示個数が近年減少**している。

国際郵便の輸入の流れ

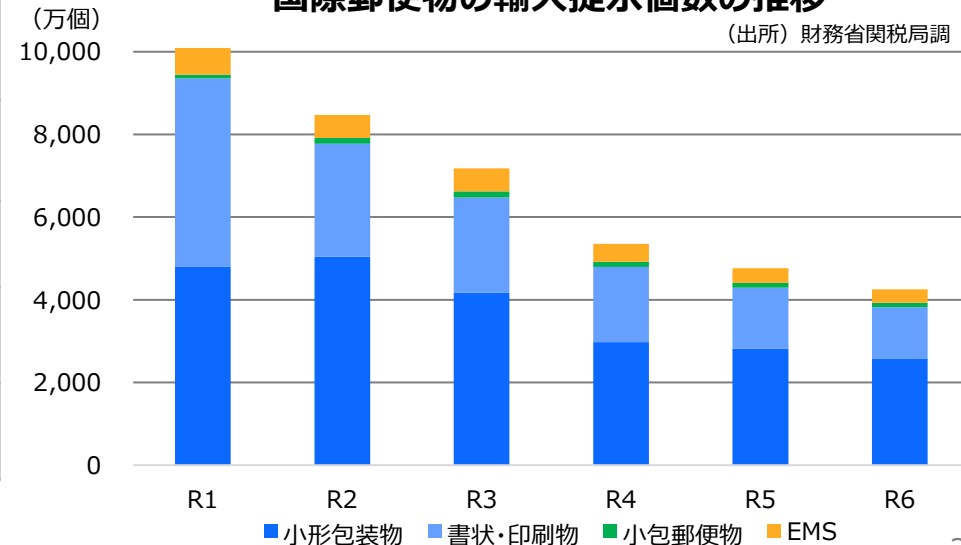


国際郵便物の種類

①通常郵便物	小形包装物	・比較的小型の物品を内容とする郵便物 ・重量2kgまで
	国際eパケットライト	・追跡サービス付き
	書状・印刷物	・通信文を内包する手紙・封書 ・雑誌・パンフレット類
②小包郵便物	・比較的大型の物品を内容とする郵便物 ・重量30kgまで	
③EMS (国際スピード郵便)	・速達で配達し、引受け・配達を記録 ・重量30kgまで	

国際郵便物の輸入提示個数の推移

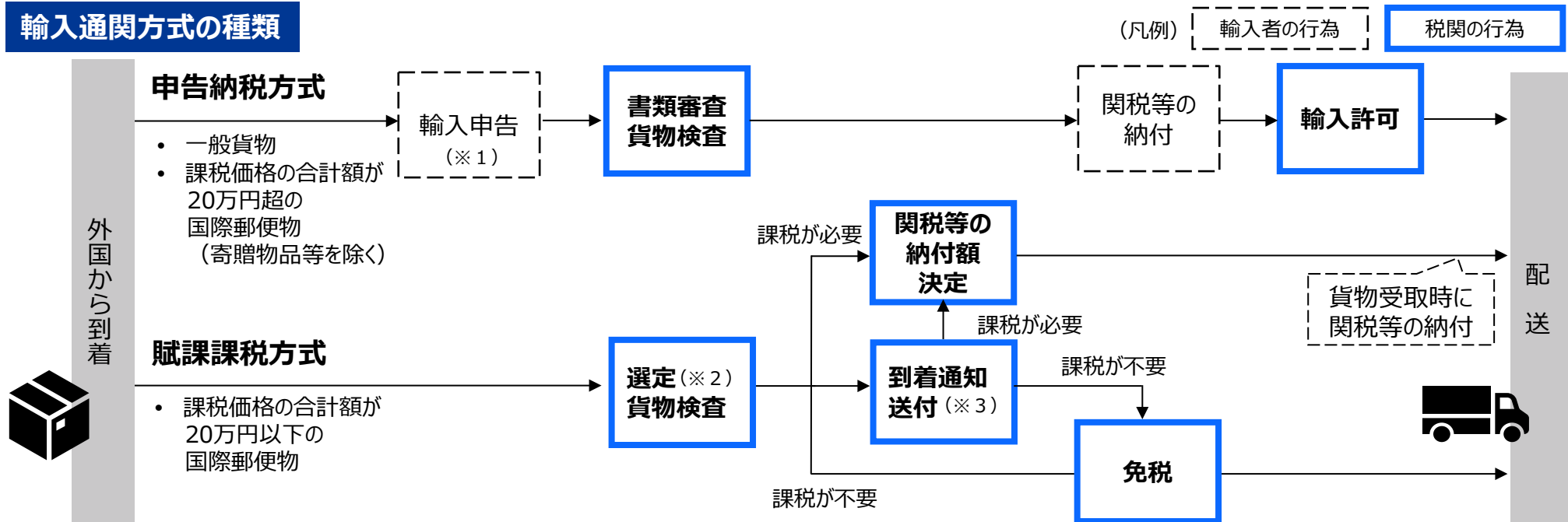
(出所) 財務省関税局調



国際郵便の輸入通関方式

- 課税価格の合計額が**20万円を超える国際郵便物**は、一般貨物と同様に、輸入者等による**申告納税方式**が適用。一方で、課税価格の合計額が**20万円以下の国際郵便物**は、税関が関税等の納付額を決定する**賦課課税方式**が適用される。
- かつては全ての輸入貨物が賦課課税方式であったが、昭和41（1966）年に一般貨物が申告納税方式に変更された。**国際郵便物は差出人から一方的に送られることが多く、内容物を把握していない名宛人（受取人）による適正な申告を期待できなかったこと等から、賦課課税方式が維持された。**
- 民間の事業者が扱う**一般貨物と国際郵便での内容物・サービス面の差異の縮小**や、**諸外国における一定額超の国際郵便物の輸入通関の申告方式への変更等の環境変化**を踏まえ、課税価格の合計額が20万円超の国際郵便物は、平成21（2009）年、申告納税方式に変更された。

輸入通関方式の種類



※1 国際郵便物の場合、日本郵便が代理で行うこともある。

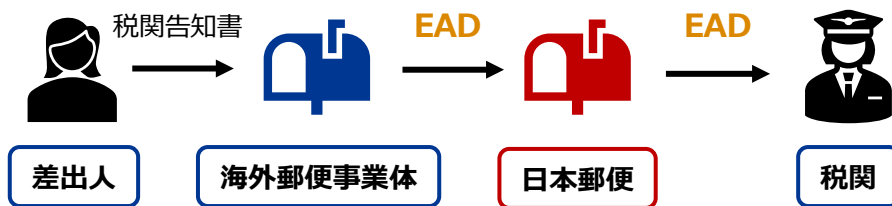
※2 税関職員が郵便物に貼付された税関告知書等を確認し、検査や課税等の要否を判断。

※3 書類の提出を求める必要があるもの（価格が不明なもの等）の場合、名宛人に内容品等の確認を行うため、税関が到着通知を送付。

国際郵便における論点①

- 本WGの第1回においては、国際郵便についての意見が複数寄せられた。
 - **コンプライアンスの低い顧客は国際郵便を利用するようになるのではないか。**
 - 国際郵便であっても**越境EC貨物であればデータがあるのだから申告納税方式とすることも可能**ではないか。
- 現状、税関においては、国際郵便物の適正かつ迅速な通関と厳格な水際取締りを実施するため、日本郵便・総務省と連携しながら、**事前電子情報（EAD：Electronic Advance Data）を活用した貨物検査**を行っている。また、検査動線上のX線検査装置の配置等により、多くの国際郵便物に対して検査を実施している。
- 近年、通販貨物を含む国際郵便物の輸入提示個数が減少する中、一般貨物における通関業者の適正な業務運営確保の推進等が及ぼす影響を見極めつつ、**国際郵便における適正かつ迅速な通関と厳格な水際取締りの両立に向けた対応の検討を継続して行う必要**があるのではないか。

事前電子情報（EAD）の流れ（イメージ）

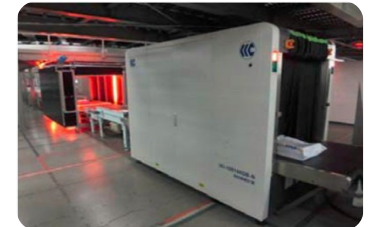


- ◆ 万国郵便条約に基づき、各国の郵便事業体はEADを相互に提供。日本では、**輸入EADは2017年10月、輸出EADは2025年10月**より開始。
- ◆ 税関・日本郵便は、EADの入手対象の拡大のほか、**データの質及び取得率の向上・提供タイミング等の課題解決**に向け、海外郵便事業体へ働きかけ等を行っている。

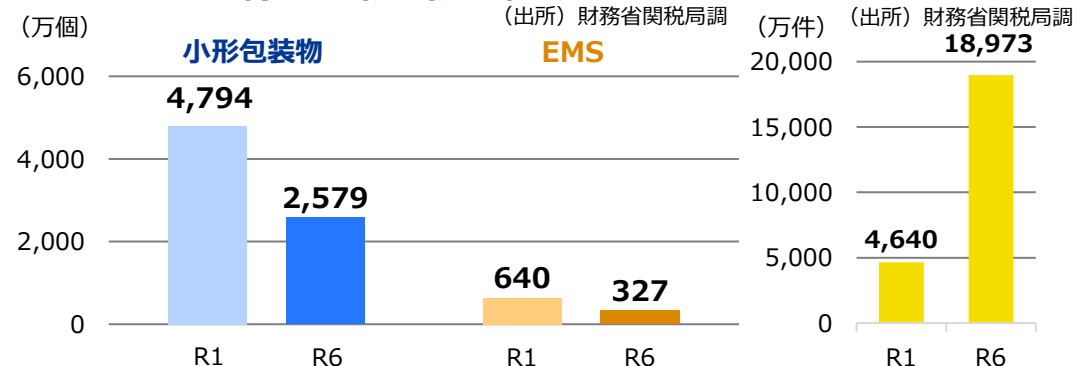
※税関告知書は、内容品等を申告するため差出人が作成し、郵便物に貼付する用紙。品名、価格、数量、関税分類（HSコード）、原産地等を記入。

国際郵便物の検査強化

- ・ 国際郵便物を流すコンベア上にX線検査装置を配置
- ・ 貨物外装・X線画像・EADを同時確認し、検査体制を強化



国際郵便物の提示個数



国際郵便における論点②

- 世界的な越境ECの拡大により、**国際郵便が一般貨物とは異なる通関方式である背景**（差出人から一方的に送られることが多く、内容物を把握していない名宛人による適正な申告を期待できないこと等）**が変容しつつある**。
- また、UPU加盟国においても、国際郵便物の適切・的確なリスク判定を行う観点から、**EC貨物か否かを記載する税関告知書の様式改正**が予定されている（令和8（2026）年6月）。
- 一般貨物に対する対応や国際郵便の利用状況の推移、国際郵便物を取り巻く国際的な環境の変化を踏まえ、**財務省関税局・総務省・日本郵便で、国際郵便を利用した越境EC貨物の通関手続に関する課題を共有し、対応を検討することが必要ではないか**。なお、検討に当たっては、国際郵便が万国郵便条約等に基づき制度運用されている点や、利用者の利便性等に配慮が必要と考えられる。

税関告知書の様式改正

（一部抜粋）

CUSTOMS DECLARATION		May be opened officially	CN 22
Designated operator		Important! See instructions on the back	
☐ Gift (non-commercial)	☐ Commercial sale of goods (B2B)		
☐ Documents	☐ Returned goods		
☒ E-commerce goods	☐ Other (specify in (1))		
Quantity and detailed description of contents (1)	Weight (2)	Country of origin* (5)	

（様式改正後）
EC貨物の場合、
✓を入れる

諸外国における国際郵便の輸入通関方式

（出所）各国政府HP等

国名	通関方式（概要）
米国	2,500米ドル以下は賦課課税方式、2,500米ドル超は申告納税方式 ※2025年8月29日から、関税デミニミスの廃止に伴い全ての郵便物が申告納税方式（賦課課税方式は停止中）。
英国	全てが賦課課税方式 ※900ポンドを超える郵便物については、税関告知書に記載の情報に加え、更なる情報の提出が必要。
韓国	1,000米ドル以下（除販売目的）は賦課課税方式、販売目的・1,000米ドル超は申告納税方式
豪州	免税となる1,000豪ドル以下のうち免税適用除外物品は賦課課税方式、1,000豪ドル超は申告納税方式
E U	全てが申告納税方式 ※1,000ユーロ以下は簡易な申告、150ユーロ以下は更に簡易な申告

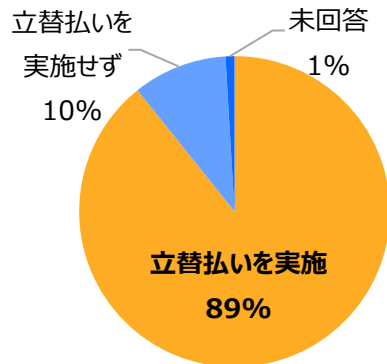
通関業者の立替払いの現状

- 通関業者と輸入者の間では、通関業者が輸入者に代わって輸入貨物の関税・消費税等を一時的に支払うこと（いわゆる「**通関業者の立替払い**」）が商慣習として行われている。通関業者の中には、**立替払いを伴うビジネスを確立**している者がいる一方、**輸入者（荷主）からの要請でやむなく対応**している者も存在。
- 財務省関税局は、**立替払いを極力少なくしたいとする通関業者の要請**に応えるため、**輸入者が直接納税しやすい環境整備**に取り組んでいる。
- 公正取引委員会は、**荷主の優越的地位を利用して不当に通関業者に立替払いを行わせることは、不公正な取引につながるおそれがある**と指摘。この点、**財務省関税局・税関から荷主等の貿易関係者に対し周知**も行っている。

立替払いに関するアンケート調査

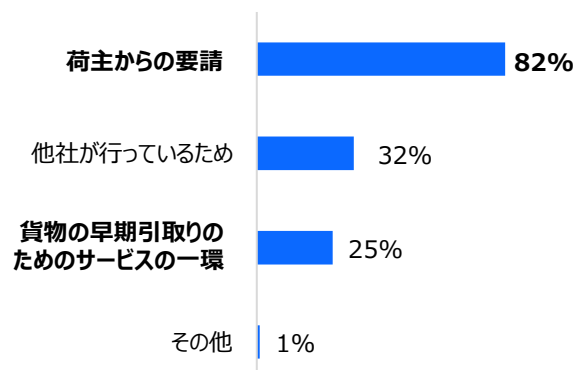
（出所）日本通関業連合会調

立替払いの実施状況



※日本通関業連合会が実施したアンケート調査。令和3年8月 全国各地区通関業会加盟店社1,565者を調査対象とし、うち427者が回答（回収率約27%）。

立替払いの実施理由（複数回答可）



関税・消費税等を納付する主な方法

支払方法

概要

直接納付

納付書又は納税告知書を添えて、税関又は日本銀行等に納付。

マルチペイメントネットワーク

マルチペイメントネットワーク（※）と接続できる金融機関の各種サービスを利用して納付。

リアルタイム・オンライン口座振替方式

マルチペイメントネットワーク（※）を利用し、納付者の任意の一般口座から直接口座振替で納付。

※官公庁、地方公共団体及び民間企業等の収納機関と金融機関を通信回線で結び、公共料金等が金融機関に納付された際に当該納付情報が金融機関から収納機関に通知されるサービス。

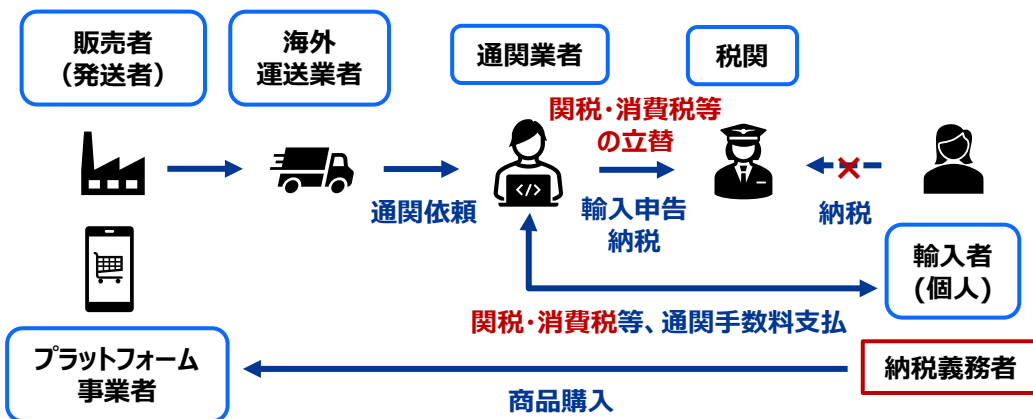
公正取引委員会による調査

- ◆ 公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、平成15（2003）年以降、独占禁止法に基づき定められた告示である物流特殊指定（特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法）の遵守状況等に関する調査を年1回実施。
- ◆ 令和4（2022）年公表の調査結果において、問題につながるおそれのある事例として、「荷主が通関手続において発生する関税・消費税を荷主において直接支払わず、物流業者に対し、立替払いをさせた」と指摘（令和5・6・7年の調査結果でも同様の記載）。
- ◆ 令和5（2023）年公表の調査結果には、リアルタイム口座振替方式の利用が、通関業者の立替払いの解消につながる改善事例として掲載された。

消費税に係る少額免税制度と通関業者の立替払い

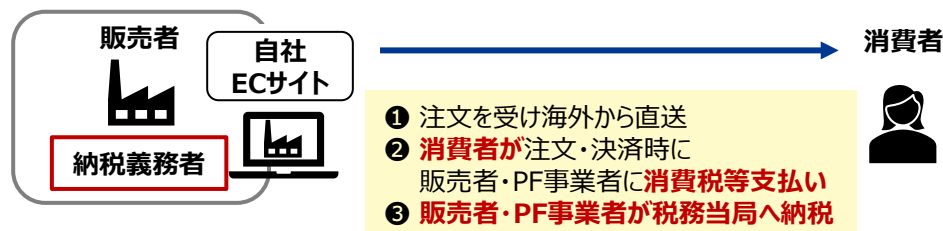
- 本WGの第1回において、消費税の少額免税制度と通関業者の立替払いについて、以下の意見が寄せられた。
 - 納税義務者たる輸入者を代理・代行する立場にある通関業者が、商慣習として関税・消費税の立替えを行っている。迅速な通関処理のために行っているが、通関業者にとっては、資金管理面で負担となっている。**制度見直しにおいては、よく考慮いただきたい。**
- 仮に消費税の少額免税制度を廃止した場合、課税価格の合計額が1万円以下の輸入貨物（少額貨物）の多くはBtoCによる輸入であり、無数に存在する輸入者（個人）が、輸入時に自ら消費税を納付することは困難。少額貨物に対して消費税を課税する場合、新たに生じる**消費税の立替払いが通関業者に大きな負担**となる可能性。
- こうした負担が発生しうる点も踏まえ、政府税制調査会専門家会合では、**販売者やプラットフォーム事業者に対し、消費税の納税義務を課すEU・豪州の方式**を参考に議論が行われている。

BtoCによる貨物に係る輸入申告と納税



少額貨物に係る消費税等の課税方法の方向性

◆ 自社ECサイトで販売



◆ プラットフォーム上で販売



※既に制度を見直しているEU・豪州での対応をもとに記載
税務当局への登録がない場合、EUは消費者に納税義務、豪州は少額免税を適用